

第37回とみぐすく祭り・第8回とみぐすく産業フェスタ 委託仕様書

1 名称

第37回とみぐすく祭り・第8回とみぐすく産業フェスタ

2 日程

令和5年11月11日(土)・12日(日)

3 開催目的

令和2年度当初より新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るったが、令和5年5月8日に感染法上の分類が5類に引き下げられ、地域社会経済の活性化、観光インバウンドの復活が期待されている。

「とみぐすく市」は歴史的・文化的な地域資源、近代的な観光資源も豊富な他、伝統と技術に培われた独自の市産品も数多く、成長力もあり、観光都市としてのポテンシャルも非常に高い市である。

その「とみぐすく市」が『祭り』を実施することで、コロナによって孤独や不安を感じていた人々が心身ともに元気を取り戻すこと、そして市内外に「とみぐすく市」の魅力を発信し、域内経済、ひいては沖縄県全域の経済活性化及び観光振興の一端を担い、豊見城市の活性化に資することを目的とする。

4 場所

●とみぐす祭り会場

豊崎海浜公園(公園北側多目的広場)

住所：豊見城市字豊崎5番地1

●とみぐすく産業フェスタ会場

イーアス沖縄豊崎

(1階イーアスコート)

住所：豊見城市字豊崎3-35



5 委託予算

21,450,000円(税込)

※舞台及び会場の設営・撤去費用、出演料、その他経費を含む。(花火費は除く)

※企業からの協賛金を募り、当該協賛金を充てて委託に係る祭りの充実に努める

6 企画提案条件

下記の条件を踏まえて企画提案すること。

(1) 周知及び広報に関すること

ア ポスター(B2)100部、チラシ(A4)1,000部の作成

イ 横断幕(3m×1m)5枚の作成

ウ 多様な広告媒体(新聞、ラジオ、テレビ、SNS等)を活用し、県内外広く周

- 知すること
- (2) 会場の設営等に関すること
- ア ステージ及びタイトル看板のサイズ、デザインは自由に企画・提案できるものとする
 - イ 祭り会場及びステージの設営と運営にかかる音響・照明等の機材の設置・撤去
 - ウ 祭り運営本部で使用する放送設備の設置・撤去
 - エ ごみ集積場所の設定、ごみ収集及び処理
 - オ 祭り運営本部、行政展、出店者テント等（50 張）、テーブル（100 台）、イス（300 脚）、一般来場者用パワーテント（2 基）、テーブル（120 台）、イス（720 脚）の設置及び撤去
 - カ 仮設トイレの設置・撤去（24 基程度）
- (3) 協賛金に関すること
- ア 独自に協賛金を集め、この委託事業への充実に努めるものとし協賛金により見込める効果についても企画提案の対象とする。
この場合において、協賛金を集める方法等と実現可能性についても明記すること
 - イ エアアーチ、うちわ、スタッフTシャツ、スケジュール看板等、協賛金で賄うことができる物品がある場合は、それらにかかる参考資料を提出すること
- (4) 運営及び進行に関すること
- ア タレント等、技術を有した司会者を配置し、特色ある進行を展開すること
 - イ 音響・照明等の専門的技術者を配置し、事前リハーサルも含め祭り出演者と十分に調整を図ったうえでイベント運営を行うこと
 - ウ 打ち上げ花火について、打ち上げ業者と綿密な調整を行い安全第一で取り組むこと
 - エ 祭り会場(北浜ビーチ及び豊崎海浜公園北側)の警備体制について、人員配置等を含めた「警備計画書」を作成し、祭り会場における警備体制を整え、安全確保に努めること
 - オ 祭り会場(北浜ビーチ及び豊崎海浜公園北側)駐車場及び臨時駐車場における車輛交通誘導について、綿密な誘導計画を作成し必要な人員を配置する等、渋滞対策を十分に行うこと
- (5) 出演者について
- ア 司会や出演アーティストは、可能な限り市観光大使や地元出身タレント、ミュージシャン等、老若男女に幅広く集客効果が見込まれる人材を活用すること。また、事務局が提案する出演者の採用に努めるものとする
 - イ 市民参加型イベントの趣旨を鑑み、若手パフォーマーや豊見城市内で活動する各種団体等や市内小中学生も含め幅広い出演者構成に努めること
- (6) 出店に関する事
- 商工会と観光協会事務局と連携しながら出店事業者の募集、とりまとめ、説明会の開催等を行うこと。
- (7) その他
- 一括交付金を活用した事業であり効果を測定する必要がある事から、来場者数

のカウントとアンケート調査を実施すること。アンケート調査についてはサンプル数を 500 以上とし、調査項目、報告様式等については後日、事務局調整とする。

7 確認事項

- (1) 受託者の企画提案書内容については、事務局案及び実際の予算により企画内容の調整を行うものとする。
- (2) 委託発注物等の設置から撤去までの間における天災による破損及び盗難等については、受託者の責務とする。
- (3) 祭り期間中における事故や、台風等の襲来に備え、受託者は保険加入等必要な対策をとること。

8 参考資料

- (1) 第 36 回とみぐすく祭り・第 7 回とみぐすく産業フェスタプログラム
- (2) 第 37 回とみぐすく祭り・第 8 回とみぐすく産業フェスタプログラム (案)
- (3) 豊崎海浜公園 (公園平面図、汚水平面図、給水平面図)
- (4) 第 36 回とみぐすく祭り会場図
- (5) 第 8 回とみぐすく産業フェスタ会場図
- (6) 臨時駐車場 (予定地) 図面

9 成果品

当該業務の成果品として以下のものを提出すること

- (1) 業務完了報告書
- (2) 各種引用データ、集計データ等
- (3) 上記を保存した CD 又は DVD

10 特記事項

本業務の遂行に必要な打ち合わせ又は協議については、その開催の準備及び議事録等の整備を行うこと